

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会設置要領

第 1 趣旨

県内各地域の生活交通確保対策を推進するため、山形県地域公共交通活性化協議会要綱第 9 条の規定に基づき、地域別部会を設置する。

第 2 組織

地域別部会は、村山、置賜、最上、庄内の 4 地域に設置し、それぞれ国土交通省東北運輸局山形運輸支局、山形県、関係市町村（以下「市町村」という。）及び関係バス事業者（以下「事業者」という。）で組織する。

第 3 構成

地域別部会における市町村及び事業者の構成は別表のとおりとし、必要に応じて他の者の出席を求めることができる。

第 4 会長及び副会長

地域別部会に会長及び副会長を置き、会長には山形県の各総合支庁連携支援室長を、副会長には国土交通省東北運輸局山形運輸支局首席運輸企画専門官をもってあてる。

第 5 協議事項

地域別部会は、山形県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成・実施及び各地域内の具体的な路線に係る生活交通の確保策等に関する以下の事項について、協議・調整及び検討を行う。

- (1) 計画に係る協議等全般
- (2) 道路運送法に係る手続き
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る手続き
- (4) 地域公共交通の現状把握及びあり方
- (5) その他必要な事項

第 6 分科会

地域別部会は、事案毎に係る市町村及び事業者で構成する分科会を設けることができる。

第 7 地域公共交通会議

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 に基づき市町村が設置した地域公共交通会議は、当該市町村が属する地域別部会の分科会とする。

第 8 事務局

地域別部会の事務は、山形県の各総合支庁総務企画部総務課連携支援室において行う。

第9 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は地域別部会において定める。

附 則

この要領は、平成13年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年8月8日から施行する。
- 2 改正後の第7の規定については、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年7月23日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年7月9日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年6月21日から施行する。

この要領は、平成25年6月26日から施行する。

この要領は、平成26年6月5日から施行する。

この要領は、平成28年6月21日から施行する。

この要領は、平成29年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月6日から施行する。

別表

要領第3の市町村及び事業

地区協議会	関係市町村	関係バス事業者	備考
村山地域別部会	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	山形交通、 はながさバス	
最上地域別部会	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	山形交通、 新庄輸送サービス	
置賜地域別部会	米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	山形交通	
庄内地域別部会	鶴岡市、庄内町、三川町、酒田市、遊佐町	庄内交通	